

# 別紙①

## 非課税年金について

非課税年金とは、社会保険料を拠出した対価として日本年金機構又は共済組合等（以下「年金保険者」という。）から支払われる国民年金、厚生年金、共済年金の各制度に基づく遺族年金・障害年金を指し、具体的には、年金保険者から通知される振込通知書、支払通知書、改定通知書などに「遺族」や「障害」が印字された年金（遺族基礎年金、障害厚生年金など）のほか、例えば「寡婦」「かん夫」「母子」「準母子」「遺児」と印字された年金も遺族年金として判定の対象となります。

	年金コード	名称	振込通知書等に出力される年金種別の文言（例）
1	0500, 0560～69	障害年金（共済）	障害
2	1350～59	障害基礎年金	国民年金 障害基礎 ※障害厚生年金併給の場合、 国民年金・厚生年金 障害基礎厚生
3	2650～59	障害基礎年金（障害福祉年金裁定 替え分）	国民年金 障害基礎
4	5350～59	障害基礎年金（短期）	国民年金 障害基礎
5	6350～59	障害基礎年金（20歳前）	国民年金 障害基礎
6	2350～59	障害厚生年金	厚生年金 障害厚生 ※障害基礎年金併給の場合、2と同様
7	0620～29	国民年金障害年金	国民年金 障害
8	0330～39	厚生年金保険障害年金	厚生年金 障害
9	0340～49	船員保険障害年金	船員保険年金 障害
10	1300, 1370～79	障害共済年金 障害共済年金（一元化法改正前の 共済法の規定） 障害共済年金（一元化法附則第41 条第1項の規定） 障害共済年金（一元化法附則第65 条第1項の規定） 障害厚生年金（2号厚年） 障害厚生年金（3号厚年） 障害厚生年金（4号厚年）	障害共済
11	1450～59	遺族基礎年金	国民年金 遺族基礎 ※遺族厚生年金併給の場合、 国民年金・厚生年金 遺族基礎厚生
12	6450～59	遺族基礎年金（短期）	国民年金 遺族基礎
13	2450～59	遺族厚生年金	厚生年金 遺族厚生 ※遺族基礎年金併給の場合、11と同様

14	0430~39	厚生年金保険遺族年金	厚生年金 遺族
15	0530~39	厚生年金保険寡婦年金	厚生年金 寡婦
16	0930~39	厚生年金保険通算遺族年金	厚生年金 通算遺族
17	0440~49	船員保険遺族年金	船員保険年金 遺族
18	1400, 1470~79	遺族共済年金 遺族共済年金（一元化法改正前の 共済法の規定） 遺族共済年金（一元化法附則第41 条第1項の規定） 遺族共済年金（一元化法附則第65 条第1項の規定） 遺族厚生年金（2号厚年） 遺族厚生年金（3号厚年） 遺族厚生年金（4号厚年）	遺族共済
19	0400, 0460~69	遺族年金（共済）	遺族
20	0900, 0960~69	通算遺族年金（共済）	通算遺族
21	0630~39	厚生年金保険かん夫年金	厚生年金 かん夫
22	0730~39	厚生年金保険遺児年金	厚生年金 遺児
23	1030~39	厚生年金保険特例遺族年金（新法 含む）	厚生年金 特例遺族
24	0540~49	船員保険寡婦年金	船員保険年金 寡婦
25	0740~49	船員保険遺児年金	船員保険年金 遺児
26	0940~49	船員保険通算遺族年金	船員保険年金 通算遺族
27	1040~49	船員保険特例遺族年金	船員保険年金 特例遺族
28	0720~29	国民年金母子年金	国民年金 母子
29	0820~29	国民年金準母子年金	国民年金 準母子
30	0920~29	国民年金寡婦年金	国民年金 寡婦
31	1020~29	国民年金遺児年金	国民年金 遺児
32	2750~59	遺族基礎年金（母子福祉年金裁定 替え分）	国民年金 遺族基礎
33	2850~59	遺族基礎年金（準母子福祉年金裁 定替え分）	国民年金 遺族基礎
34	5950~59	寡婦年金	国民年金 寡婦

※上記に該当しない年金のほか、弔慰金・給付金などは、「遺族」や「障害」という単語がついた名称であっても、判定の対象となりません。